

本別町お試し暮らし住宅賃貸借契約書

(目的)

第1条 この契約書は、本別町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が本別町お試し暮らし住宅の利用にあたって必要な事項を定める。

(対象物件)

第2条 本契約の対象となる住宅（以下「対象建物」という。）は、次のとおりとする。

本別町お試し暮らし住宅

建 物 : 木造平屋 61.48㎡

住 所 : 北海道中川郡本別町美里別435-10

(用途)

第3条 乙は、お試し暮らし用住宅として使用する。

(契約期間)

第4条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。ただし、本住宅は、移住のお試し暮らしを行う目的で賃貸するものであることから、甲が更新を了解しない場合は、契約期間で賃貸を打ち切ることが出来る。

(料金の支払)

第5条 乙は、賃貸料月額 13,200円を甲に支払うこととし、支払方法については、利用開始時に速やかに支払う。ただし、賃貸人が月の途中において入退居した場合の賃貸料は次によるものとする。

(1) 15日以前の入居および16日以降の退居の場合 1ヶ月分

(2) 15日以前の退居および16日以降の入居の場合 0.5ヶ月分

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙から利用中止届出書による申出があったとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 周辺地域住民に対して迷惑を及ぼす等、利用者として適当でないと甲が認めたとき。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、1か月以上継続して本物件を留守にする場合には、甲に通知しなければならない。

(修繕)

第8条 本物件は、現状での賃貸であり、甲において修繕は行わないため、本物件の契約時点で、甲、乙で現状を確認する。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに、本契約が解除された場合にあっては、直ちに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(信義則)

第13条 甲乙両者は、相互に誠意を持って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(その他)

第14条 本契約に規定されていない事項については、甲乙協議のうえ定める。

令和 年 月 日

甲 住 所 北海道本別町北2丁目4番地1
氏 名 本別町長 高橋 正夫

乙 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

別表第 1

一	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五	猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

その他、取り決め事項

- ① 春、秋の年程度、住宅周辺の環境整備（草刈等）を実施すること。
- ② 住宅内及び住宅敷地での動物の（犬、猫等）の飼育出来ません。
- ③ 自己の過失、不注意、故意による事由により住宅を破損させた場合は、これを負担して修理すること。
- ④ 地域との融合を図るため、自治会へ加入すること。また地域住民に向けて移住への想いを綴った手紙を提出すること。

本別町お試し暮らし住宅利用申請書

北海道中川郡本別町長 高橋 正夫 様

申請者 〒 (—)
フリガナ
住 所 _____
フリガナ
氏 名 _____
年 齢 _____ 才 性別 _____
フリガナ
勤務先 _____
電 話 自宅 _____
緊急連絡先 _____

下記のとおり本別町お試し暮らし住宅の利用を希望するので申請します。

記

1. 利用目的
北海道への移住を計画しており、本住宅を賃貸し、将来の移住先を探求するため

2. 利用期間
令和 年 月 日～ 月 日 (1年間)

3. 利用者名

氏 名	年齢	性別	続柄	電 話	職 業	住 所